

用語の解説

人 口

常住人口（ふだんそこに住んでいる人口、外国人を含む）。

ただし、基準人口として使用する国勢調査人口は「常住人口」ですが、これに加減する異動者数は、住民基本台帳及び外国人登録原票の記載の異動によるものです。

世 帯

住居と生計を共にする者の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者（国勢調査上の定義）。

なお、毎月の異動数も国勢調査上の定義に従い把握することとし、特に下記の者については、各号により取り扱っています。

- (1) 雇主と同居している単身住込みの雇人は、雇主の世帯に含める。
- (2) 学校の学生寮、寄宿舎に住んでいる単身の学生・生徒は、棟ごとにまとめて一つの世帯とする。
- (3) 3か月以上の入院患者や社会施設の入所者は、その施設又は棟ごとにまとめて一つの世帯とする。

自然増減

出生者数から死亡者数を差し引いたもの。

出生者 —— 出生届により住民票の記載をした者及び外国人で出生により新規登録した者。

死亡者 —— 死亡届又は失踪宣告届により住民票を消除した者及び外国人で死亡により原票を閉鎖した者。

社会増減

転入者数と転出者数の差にその他の増減を加えたもの。

転入者 —— 転入届により住民票の記載をした者及び外国人で居住地変更登録をした転入者並びに入国者。

転出者 —— 転出届により住民票を消除した者及び外国人で新居住地の市区町村へ原票を送付した転出者並びに出国者。

その他の増 —— 転出を取り消した者、転入届がないために住民票の職権記載を行った者、帰化届、準正による国籍の取得者、境界変更等に基づき住民票の職権記載を行った者、日本国籍の離脱、喪失などにより外国人として新規登録をした者等。

その他の減 —— 転出届がないために住民票の職権消除を行った者、日本国籍の離脱、喪失、境界変更等に基づき住民票の職権消除を行った者、帰化、外国人登録法の適用を除外される身分の取得により原票を閉鎖した者等。